

# JIS

## 硬質塩化ビニル電線管

Ⓜ JIS C 8430 : 1999

平成 11 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## ま え が き

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通産産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS C 8430-1993は改正され、この規格に置き換えられる。

日本工業規格

JIS

硬質塩化ビニル電線管

C 8430 : 1999

## 正 誤 票

ページ	位置	誤	正
7	8.2.5 a) の4行目	ロッドの質量も含めて $40^{-0.04}_0$ kg…	ロッドの質量も含めて $40^{-0.04}_0$ kg…

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 (☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) にご連絡ください。

2000.2 日本規格協会 発行

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和29.7.20 改正：平成11.4.20

官報公示：平成11.4.20

原案作成協力者：社団法人 電気設備学会、塩化ビニル管・継手協会

審議部会：日本工業標準調査会 電気部会 (部会長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 (☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。



## 硬質塩化ビニル電線管

C 8430 : 1999

## Unplasticized polyvinyl chloride (PVC-U) conduits

1. **適用範囲** この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる硬質塩化ビニル電線管(以下、管という。)について規定する。
2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。  
JIS C 0069 環境試験方法—電気・電子—耐火性試験 公称1 kW予混試験用炎及び指針
3. **記号** 管の記号は、VEとする。
4. **性能** 管の性能は、8.の試験を行い、表1の規定に適合しなければならない。

表1 性能

性能項目	性能	箇条番号
耐圧縮性	サンプルに $1250^{+50}_0$ Nの荷重を加えたときの、初期外径からの減少率が25 %以下であり、その荷重を取り去ったとき、10 %以下でなければならない。さらにサンプルには目視で見るひび又は割れがあってはならない。	8.2.1
耐衝撃性	12個のサンプルに $2.0^{+0.02}_0$ kgのハンマを落下高さ $100 \pm 1$ mmから落下させ、最低9個のサンプルに、破壊の兆候がなく、目視で見ることのできるひび又は割れがなく、かつ、それらが正常に使用できないような変形があってはならない。	8.2.2
絶縁耐力	試験中にトリップ装置が作動してはならない。	8.2.3
絶縁抵抗	電気絶縁抵抗値が100 MΩ以上でなければならない。	8.2.3
耐燃性	3個のサンプル全部が合格しなければならない。 合否の判定は、8.2.4 e)による。	8.2.4
耐熱性	初速度なしの自重でゲージが管内を通過しなければならない。	8.2.5

5. **構造** 管には、絶縁電線又はケーブルを損傷させるような、施工者又は使用者に危害を及ぼすような鋭いエッジ、ばり又は表面の突起があってはならない。

なお、受渡当事者間の協定によって、管端部に受口加工することができる。ただし、その場合の管の差し込み長さは、外径の0.8倍以上とする。

6. **寸法及びその許容差** 管の寸法及びその許容差は、表2のとおりとする。ただし、管の長さは、受渡当事者間の協定によって、他の長さにしてもよい。